

告示第519号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成29年10月26日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 向島モール
所在地 広島県尾道市向島町字四軒島5532番8ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)
名称 (仮称) 向島モール
(変更後)
名称 向島モール
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 3 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成29年8月9日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 4 変更する理由
大規模小売店舗の名称の確定及び未定テナントが決定したため
- 5 届出年月日
平成29年10月16日
- 6 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
尾道市向島支所しまおこし課（尾道市向島町5531番地1）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成29年10月26日から平成30年2月26日まで。ただし、尾道市の
休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日を除
く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者が
その周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する
者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出する
ことができる。

(1) 提出期限

平成30年2月26日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課

<別紙>

小売業者一覧表（変更前）

小売業者		住 所	変更年月日 その理由
名 称	代 表 者		
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号	—
その他未定	—	—	—

小売業者一覧表（変更後）

小売業者		住 所	変更年月日 その理由
名 称	代 表 者		
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号	—
株式会社カジタ	代表取締役 三原 義隆	広島県三原市木原四丁目 15 番 6 号	平成 29 年 9 月 8 日 入店
株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水 369 番地 2	平成 29 年 9 月 15 日 入店
株式会社イトウゴフク	代表取締役 伊藤 龍夫	岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	平成 29 年 10 月 6 日 入店

<大規模小売店舗立地法に基づく添付書類>

1 主として販売する物品の種類

小売業者名	主として販売する物品
株式会社ハローズ	各種食料品、日用雑貨品、酒類及び関連する商品
株式会社カジタ	眼鏡、時計、宝飾及び関連する商品
株式会社ザグザグ	医薬品、化粧品、日用雑貨品、食料品及び関連する商品
株式会社イトウゴフク	衣料品及び関連する商品